

路外駐車場の届出(駐車場法に基づく届出)

1 届出の対象になる駐車場

下記の2つの要件に該当する駐車場は、『路外駐車場』として駐車場法第11条の「構造及び設備の基準」※1に適合しなければなりません。

(1) 一般公共の用に供する駐車場

不特定多数の人が利用できる駐車場のことです。いわゆる「時間貸し駐車場」だけではなく、原則として商業施設や病院等の駐車場も該当します。

月極駐車場や従業員専用駐車場などの利用者が限定されている駐車場は対象となりません。

(2) 一般公共の用に供する駐車面積(駐車マス)の合計が500m²以上の駐車場

駐車マス(四輪車・自動二輪車)の面積で、車路や管理室等の面積は含みません。

※1 構造及び設備の基準(駐車場法施行令第6～15条、建築基準法ほか関係法令)

- 自動車の出入口の設置場所及び構造等
- 車路の幅等
- 換気、照明、警報装置等

2 設置、管理規定の届出(駐車場法第12～14条)

上記1に該当する駐車場で、都市計画区域内(※2)に設置され、駐車料金を徴収する駐車場には設置届や管理規定届の届出が必要です。また、変更、休止、廃止の場合にも届出が必要です。

※2 都市計画区域 … 各区・各市・瑞穂町・日の出町・大島町・八丈町・三宅村・神津島村・新島村・小笠原村(父島・母島のみ)

- 1 駐車場の所在地が町村の場合は東京都道路管理部管理課担当へ届け出てください。
(駐車場の所在地が区・市の場合は、所在の区役所・市役所へ届け出て下さい。)
- 2 東京都では意見照会書を作成し、警視庁交通部交通規制課へ提出します。
- 3 交通規制課係官が道路交通法上の現地調査を行います。
- 4 東京都は警視庁の回答があった後、届出者と日時を調整のうえ現地調査を行います。
- 5 檢査の結果に基づき検査済みの副本を交付します。
- 6 設置の届出から副本の交付まで約40日を要します。

7 設置届出書等の副本は変更時に添付書類として必要ですので紛失しないよう大切に保管してください。

※ 自動二輪車の届出について

駐車場法の改正(平成18年5月31日)により、平成18年11月30日から駐車場法が対象とする「自動車」に自動二輪車が含まれました。これに伴い、自動二輪車用の技術的基準が定められるとともに、自動二輪車駐車部分も含め届出要件に該当する場合は路外駐車場の届出が必要となりました。

特定路外駐車場の届出(バリアフリー法に基づく届出)

平成18年12月20日に施行された、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」)」により、対象となる特定路外駐車場を設置する場合は、省令で定められた基準の適合が義務付けられており(法第11条)、届出が必要(法第12条)です。

1 届出の対象となる駐車場(バリアフリー法第2条第11号・第12条)

届出駐車場(一般公共の用に供する路外駐車場であって、駐車の用に供する部分の面積が500m²以上であり、かつ都市計画区域内に設置し駐車料金を徴収するもの)のうち、道路附属物としての駐車場、公園施設としての駐車場、建築物である駐車場、建築物に附属する駐車場を除いたもの。

(注)屋根のない昇降式駐車場は、建築物とはなりません。建築物に附属する駐車場とは、ショッピングセンターや病院等の施設に附属されている駐車場です。

2 構造及び設備に関する基準(バリアフリー法第11条・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則)

(1) 駐車場施設の規模に応じた車椅子使用者用駐車施設を確保しなければならない。

※基準改正(令和7年6月1日施行)

身体障害者用駐車施設は、次の数を設けるものとする。

- ・当該自動車駐車場の全駐車施設数が 200 以下の場合全駐車施設数 × 1/50 以上
 - ・当該自動車駐車場の全駐車施設数が 200 より多い場合全駐車施設数 × 1/100 + 2 以上
- ※乗じて得た数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数

身体障害者用駐車施設スペース

- ・幅は、3.5m以上
- ・車いす使用者用駐車施設の表示をする
- ・路外駐車場移動等円滑化経路の長さができるだけ短くなる位置に設ける

バリアフリー基準の適用除外について

- ・専ら普通自動車以外の自動車(大型自動二輪車及び普通自動二輪車を含む)の駐車のための駐車場
- ・車いす使用者用駐車施設の必要数の算定の際の規模を普通自動車のための駐車施設に限定するとともに、荷さばき駐車施設を除外

(2)車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち一以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路にしなければならない。

- ・経路上に段を設けない(傾斜路を併設する場合はこの限りではない)
- ・経路を構成する出入り口の幅は、80cm以上
- ・経路を構成する通路の幅は、1.2m以上とし、50cm以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設ける。
- ・経路を構成する傾斜路(段に代わり、又はこれに併設するものに限る)は、幅は、段に代わるものは1.2m以上、段に併設するものは90cm以上、勾配は1/12を超えない(高さが16cm以下のものは1/8)高さが75cmを超えるもの(勾配が1/20を超えるものに限る)は、高さが75cm以内ごとに踏幅が1.5以上の踊場を設ける。
- ・勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある場合、手すりを設ける。

3 届出(バリアフリー法第12条)

以下の提出書類を各2部作成し、届け出してください。

- ・特定路外駐車場(変更)届出書(第1号様式)
- ・特定路外駐車場の位置を表示した地形図(1/10,000以上)
- ・特定路外駐車場の区域の平面図(1/200以上)
- ・車いす使用者用駐車施設、移動等円滑化経路、その他の主要な施設を表示した平面図(1/200以上)

ただし、駐車場法に基づく届出と同時に行う場合は、路外駐車場設置(変更)届出書に以下の書類を添付することで届出ができます。

- ・路外駐車場設置(変更)届出書に添付する書面(第2号様式)
- ・車いす使用者用駐車施設、移動等円滑化経路、その他の主要な施設を表示した平面図(1/200以上)

※ 変更届には、変更しようとする事項にかかる図面を添付すること。

駐車場法第22条の規定により、届出規定に違反して届出をしなかった駐車場管理者は、50万円以下の罰金に処せられることがありますので、ご注意ください。

◇届出書記入、提出部数等については、届出様式及び記入例を参照して下さい。